

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



Q

電子的決済サービスには何があるの？



A

でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

1

コスト削減



- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2

事務負荷軽減



- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3

リスク低減



- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は難しいの？



A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ
ご案内



でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の
導入準備



事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

各金融機関における取組み状況

埼玉県内の金融機関では、手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを進めています。

埼玉りそな
銀行



武蔵野
銀行



埼玉縣
信用金庫



川口
信用金庫



青木
信用金庫



飯能
信用金庫



熊谷商工
信用組合



埼玉
信用組合



(金融機関コード順)

※各金融機関の手形・小切手の取扱いは、今後予告なく変更となる可能性があります。

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！